

定 額 自 動 送 金 規 定

第1条 送金指定項目の届出

定額自動送金のお取扱いに当たっては、定額自動送金依頼書および定額自動送金変更・解約届により予め送金期間・送金日・送金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届け下さい。

当金庫は、指定された送金日に指定金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ送金いたします。この場合、預金の引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第2条 手数料

このお取扱いに当たっては、当金庫所定の手数料および手数料に消費税率を乗じた合計金額でいただきます。また、為替手数料改定の際は、改定日以降の振込みより新手数料を適用いたします。

第3条 送金日

送金日が休日の場合は、指定の営業日（前営業日または翌営業日）を送金日として処理いたします。

なお、指定送金日に該当する送金日がない場合は、その月の末日をもって送金日といたします。

第4条 送金額

送金額は、毎月一定金額といたします。

第5条 指定預金口座からの引落し

① 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等の提出は不要とします。なお、送金手数料についても同様の方法により処理いたします。

② 指定預金口座の最終残高が、送金日において送金額に満たないときは、依頼人に通知することなく、その月の送金は取止めいたします。

第6条 送金の取消

送金を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の送金は取止めたものとして処理いたします。

第7条 送金の取止め、変更

送金を取止める場合または送金指定項目を変更する場合は、送金指定日の5営業日前までに取引店へお届けのうえ所定の手続きをお取りください。お届け前の送金については、当金庫はその責を負いません。

第8条 解約

① この契約は、送金期間の満了をもって終了いたします。

② 指定の引落口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

③ この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。

なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

第9条 免責条項

① やむを得ない事由による通信機器または回線の障害等によって送金が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。

- ② 本契約および本契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責を負いません。

第10条 規定の変更

- ① この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上